

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出を求める請願書

紹介議員

安澤 勝

紹介議員

上杉 正敏

紹介議員

長崎 任男

紹介議員

矢吹 安子

紹介議員

中川 睦子

1 請願趣旨

精神障害者にとって、通院や通所のために移動をする際に公共交通機関は必要不可欠なものとなっています。

憲法第14条は「法の下での平等」をうたい、国連の障害者権利条約第4条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記しています。

また、障害者基本法が改正され、精神障害者も「障害者」と規定しており、障害者差別解消法は「差別の解消」を宣言しています。

このような中、現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引の多くが精神障害者は対象外となっています。

国においては、憲法・条約・国内法の理念や条文、また三障害一元化の趣旨を踏まえて、JR その他の鉄道、バス、航空機、旅客船およびタクシー等すべての運賃、高速道路その他の有料道路の通行料金にかかる交通運賃割引の適用を精神障害者も対象とするよう、適切な措置を講じることを強く求めるものです。

2 請願事項

精神障害者も身体・知的障害者と同等に JR など交通運賃割引制度の適用対象となるよう国に意見書の提出を求めます。

令和5年(2023年) 3月1日

請願者

住所 滋賀県大津市和邇今宿892-3 ぴあ☆らぼ内

氏名 特定非営利活動法人

滋賀県精神障害者家族会連合会

理事長 川並 正幸



彦根市議会議長 赤井 康彦 殿